

藤井寺市審議会等の会議の公開に関する指針

平成22年7月1日

(改正)

令和3年7月1日

令和6年1月17日

第1. 目的

この指針は、審議会や協議会等（以下「審議会等」という。）の会議を公開し、市民にその審議状況を明らかにすることにより、会議の透明で公正な運営を確保するとともに、開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

第2. 対象

この指針の対象とする審議会等は、次に定めるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づいて設置され、市の事務について調停、審査、諮問又は調査を行うために設けられた執行機関の附属機関
- (2) 市民、各団体代表、学識経験者等で構成され、執行機関に設置された私的諮問機関

第3. 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会等の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされる場合
- (2) 会議において藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）第6条第1項各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあり、会議の目的が達成できないと認められる場合

第4. 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、第3. 会議の公開基準に基づき審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 会議を公開する場合において、審議の一部に非公開情報についての審議が含まれている場合には、当該審議を非公開とする。
- (3) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしな

ければならない。

第5. 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (3) 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、原則として先着順とする。ただし、審議会等の長が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- (4) 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (5) 審議会等は、傍聴者に会議の資料（非公開情報が記載されているものを除く。）を閲覧させることができる。この場合において、閲覧に供した資料については、無償で傍聴者に提供できるものとする。
- (6) 審議会等の長は、報道機関の取材活動に配慮するものとする。

第6. 会議開催の周知

- (1) 審議会等は、公開で行う会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに、市のホームページへの掲載、市役所前掲示場への掲示等の方法により周知するものとする。ただし、会議が緊急に開催される必要が生じた場合は、この限りでない。
- (2) 会議開催の周知事項は、会議の名称、開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続、問合せ先、その他必要な事項とする。

第7. 会議録等の公開等

- (1) 審議会等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議の開催後、速やかに、会議録を作成するものとする。
- (2) 審議会等は、会議の会議録を会議の資料とあわせて、市のホームページに掲載するなど、広く市民等の閲覧に供するよう努めるものとする。ただし、会議の全部又は一部を非公開とした場合は、この限りでない。
- (3) 前号ただし書の規定にかかわらず、期間の経過や業務の進行などにより会議録の公開が可能となった場合は、速やかに、当該会議録の掲載を行うものとする。

第8. 審議会等の一覧表及び運用状況の公表

- (1) 市長は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠等を記載した一覧表を作成し、情報交流ひろば「ふらっと」において市民の閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。
- (2) 市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

第9. 他の制度との調整

この指針の規定は、他の法令、条例、規則等の規定により、会議の公開の方法、開催の通知等について別に規定されている会議については、適用しない。